

## 福岡県立大学社会貢献・ボランティア支援センター登録要綱（学外者用）

### （趣旨）

**第1条** この要綱は、福岡県立大学社会貢献・ボランティア支援センター（以下「センター」という。）が行う、社会貢献・ボランティア活動に携わる団体のセンター登録に関する事項を定める。

### （登録）

**第2条** 登録対象者は、社会貢献・ボランティア活動を行う団体（政治・宗教活動を目的とする団体を除く。）、その他福岡県立大学社会貢献・ボランティア支援センター長（以下、「センター長」という。）が適切と認める団体とする。

- 2 新規登録、登録の変更及び取り消しについては、その都度受付ける。
- 3 センター長は、登録台帳を整備するとともに、活動記録を整備する。

### （支援内容）

**第3条** センターは、登録した団体に対し、依頼情報の学生への提供、連絡調整、その他必要な支援を行う。

### （申請手続き）

**第4条** センターに登録しようとする者は、福岡県立大学社会貢献・ボランティア支援センター登録申請書（様式1号）をセンター長に提出するものとする。

- 2 センターに社会貢献・ボランティアを依頼しようとする者は、福岡県立大学社会貢献・ボランティア支援センター依頼申請書（様式2号）をセンター長に提出するものとする。

### （登録の可否）

**第5条** センター長は、前条の申請がなされた場合、センター運営部会にて登録の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

### （登録期間）

**第6条** 登録期間は、原則として、センター運営部会において登録が認められた日から2年間とする。また、登録団体から取り消しの希望があった場合、もしくは第7条に基づき登録を抹消された場合を除き、登録は自動的に更新されるものとする。

- 2 登録期間中に登録内容に変更があった場合は、変更した内容をセンター長に提出する。
- 3 登録の取り消しを希望するときは、センター長に申し出る。

### （登録の抹消）

**第7条** センター長は、次の各号に該当する場合、登録を抹消することができる。

- (1) 登録した団体が無くなった場合
- (2) 第2条に掲げる登録要件に反する活動を行った場合
- (3) その他、センター長が不適切と認めた場合

### （個人情報の取り扱い）

**第8条** センター長、センター運営部会員及びセンター職員は、登録に関して知り得た個人情報について、「福岡県立大学個人情報保護規程」に基づき、適切に取り扱うものとする。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、施行について必要な事項は、センター運営部会で協議して定める。

#### 附 則

1. この要綱は平成21年12月14日から施行する。

#### 附 則

1. この要綱は平成26年10月15日から施行する。